

工事関係 提出書類チェックリスト【土木系】2／2

(R 6. 4. 1適用)

(土木・公園・水道等)

群馬県建設工事必携Ⅰ【契約・仕様書編】、Ⅱ【管理・検査編】(令和5年度版)改定等に伴う改正

着工前	施工中	完成時	チェック	書類名	摘要	様式等	条文等
○	○	○		工事打合せ書	打合せのつど2部作成し、各々保管する	建設工事必携Ⅰ7-647 (別記様式第1号)	
				工事打合せ簿	上記の整理表	様式-A	
○	○			工事測量成果表(試掘等を含む)	設計図書と差異を生じた場合は監督員の指示を受ける	打合せ書で提出	参考 建設工事必携Ⅰ7-91(1-1-1-41)
○				施工計画書 (計画工程表)	工事関係提出書類チェックリスト1/2の参照 (工事着手前に提出)	打合せ書で提出	工事必携Ⅰ7-67(1-1-1-4)、7-659～673・監理指針1.2.2
				(残土処理計画書)	なお、計画工程表は、建設工事必携Ⅱ(4-5)の月別工事工程報告書(書式-1)を利用して、この報告書を計画書に替えて施工計画書の計画工程表を作成する。	建設工事必携Ⅱ4-5(様式-1)	月別工事工程報告書を施工計画に変更し計画書とする
				(産廃処理計画書)		様式-B	
				(建設副産物実態調査:COBRIS)	100万円以上の工事全て 登録→登録内容確認→登録証明書の添付(計画)	様式-C	
						建設副産物情報交換システムへの登録	建設工事必携Ⅰ7-74(1-1-1-19)
	○			変更施工計画書	別紙参照(1/2) (該当項目に変更が生じた場合、そのつど提出)	打合せ書で提出	建設工事必携Ⅰ7-68(1-1-1-4の2)
○	○			施工体制チェックリスト関係	係長、監督員が作成(原議に綴る)	施工体制チェックリスト表	市適正化要綱第6条
○	○			施工状況報告 ①施工状況報告書	契約締結後、工事着手までに提出(原議に綴る)	市適正化要綱(様式第1、4号)	市適正化要綱第3、4条
				②施工体制台帳の写し	また、変更が生じたならば、速やかに変更届書を提出(適正化要綱(様式第6号))	市適正化要綱(様式第2号)	市適正化要綱第3、4条
				③施工体系図の写し	施工状況報告書等は、現場に写しを備え置くものとする。	市適正化要綱(様式第3号)	市適正化要綱第3、4条
				④下請契約書(再下請け通知書)の写し			市適正化要綱第3、4条
○	○	○		コリンズの登録内容確認	コリンズの登録 (登録の対象は、契約金額500万円以上の工事を対象とし、受注時・変更時・完成時にそれぞれ登録する。なお、変更の登録は工期・技術者に変更が生じた場合に行い、請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を要さない。)	登録内容確認書 (確認用・市、完了時・受注者)	建設工事必携Ⅰ7-68(1-1-1-5)
○				保安施設設置完了の確認 道路使用許可書の写しの提出	道路使用許可書(別紙も含む)の写し、道路使用許可標示板の写真(段階確認)、保安施設の配置写真(段階確認)	様式-D(廃止)	・段階確認で確認すること(工事写真には、全景とアップの写真) ・保安施設関係資料の提出 ・道路使用許可の申請期間については工事完成検査を考慮した申請期間とする こ
		○		工事看板類の確認 ①建設業許可標識(元請け業者のもの) ②労災保険関係成立票 ③緊急連絡表 ④施工台帳作成に係る現場への掲示 ⑤施工体系図(様式が変更されている最新のもので確認) ⑥建設業退職金共済制度(掲示板の書式が変更されているので最新のものと確認)	掲示された工事看板類は、全景とアップの写真を段階確認の写真として提出 ・公衆の見やすい場所に掲示→① ・工事関係者への掲示→②・③・④・⑥ ・公衆・工事関係者への掲示→⑤	様式-E(廃止)	①建設業法40条 ②労働者災害補償保険法施工規則第49条 ③土木工事安全施工技術指針 4節の(5) ④建設業法施行規則第14条の3 ⑤建設業法第24条の7-(4) ⑥「建退共制度改善方策について」(平成11年3月18日労働省、建設省、建退共本部) ⑦資源有効利用促進法
○		○		建設業退職金共済制度の掛金収納書及び充当実績総括表と受払簿	契約金額が、500万円以上、工事着手までに掛金納付書を提出(内容を確認し原議に綴る) 工事完成時に掛金充当総括表と受払穂を提出(内容を確認し原議に綴る)	様式-F(建退共様式に書式変更)	市工事等入札契約事務取り扱要領第17条
○				建設発生土搬出のお知らせ	搬出土が100m3以上搬出する工事については、情報提供を必要とする搬出先市町村に情報提供を行う。	建設工事必携Ⅰ7-656 (別記様式第12号)	建設工事必携Ⅰ(7-657) 別表1(情報提供の必要性の有無)
○	○	○		段階確認表 段階確認簿	・段階確認計画を事前に施工計画書に記載すること ・確認は、臨場を基本とする ・写真添付、確認データがあれば添付	・建設工事必携Ⅰ7-652(別記様式第7号) ・電子メール活用指針(様式L)	市工事監督要領(監督業務)、 建設工事工事必携Ⅰ7-173(3-1-1-4) 電子メール活用指針(5の(5))
		○		工事写真	・工事写真は、電子媒体とし、工事完成時に2部提出する ・写真の有効画素数は、100万画素程度を標準とする	建設工事必携Ⅱ(7-1) 群馬県土木工事写真管理要領	建設工事必携Ⅱ7-1から7-100

着工前	施工中	完成時	チェック	書類名	摘要	様式等	条文等
		○		出来形管理	総括表・管理表・管理図等	建設工事必携Ⅱ	建設工事必携Ⅱ 6-1から6-15(品質及び出来形管理のための管理表(参考))
	○	○		品質管理	管理表・管理図・管理写真等 各種試験成績報告書、使用材料の品質管理	建設工事必携Ⅱ	建設工事必携Ⅱ 5-139～206
	○			工事材料の品質	工事に使用する材料は、設計図書に明示した場合を除き、工事必携の共通仕様書に示す規格に合格したもの、またはこれと同等以上の品質を有するものとする。	建設工事必携Ⅰ	建設工事必携Ⅰ 7-139(2編 材料編)
○				品質確認	・JIS認定以外の製品は、日本の公的機関の試験結果資料を提出する。 ・指定材料の品質確認一覧に該当する製品は、外観及び品質規格証明書等を照合すること	建設工事必携Ⅰ	建設工事必携Ⅰ 7-139(2編 材料編)
		○		材料使用報告書	工事に使用した材料の品質を証明する、ミルシート等の品質規格証明書を受注者の責任において、整備・保管し検査時まで提出すること。	打合せ書で提出	建設工事必携Ⅰ 7-139(2編 材料編)
○	○			(工事用材料検査願)	設計図書で検査を指定した材料	群馬県建設工事の監督に関する規定 1-8 別記様式第2号	群馬県建設工事の監督に関する規定(第8条) 建設工事必携Ⅱ (1-3～1-8)
○		○		安全教育訓練実施(計画・報告)	・施工計画書に実施計画を記載 ・実施報告書に実施内容を記載し現況写真添付	建設工事必携Ⅰ 7-654 (別記様式第9号)	建設工事必携Ⅰ 7-79,80 (1-1-1-29)
		○		交通整理員人員配置報告書	人員配置図、状況写真、人員集計表、実施証明資料		
		○		社内基準検査報告書	工事施工途中の必要な時期及び検査の事前に出来形・品質の確認を行なっていることが確認できる書類。	検査資料、写真、管理表(施工中含む)	施工計画書に自社管理基準等を記載すること。 出来形管理値を社内規格値と比較すること。
				下請けに対する引き取り(完成)検査書類	作業成果(出来高)報告書の提出に基づき、元請技術者が出来形検査(確認)を実施していることが確認できる書類。	・工事完成検査及び引渡し確認書(参考様式等) ・現場検査測定資料・検査状況写真	建設業法第24条の4-(1)、(2)
		○		残土処理報告書	運搬経路図、写真、その他必要書類	様式-G	
		○		建設廃棄物処理報告書	運搬経路図、写真、集計表、処理伝票の(E票)の提示、処理委託契約書の写し、産業廃棄物処分業許可証の写し、運搬業許可証の写し(下請の場合) * 廃棄物ごと作成(As, Co, 木材、他)また、全ての産廃物に対しマニフェストを義務化する	様式-H	建設工事必携Ⅰ 7-74 1-1-1-19 建設副産物
		○		再資源化等報告書	500万円以上、特定建設資材(コンクリート及び鉄からなる建設資材、コンクリート、アスファルト・コンクリート、木材)	様式-I	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第18条第1項
		○		建設副産物実態調査:COBRIS	100万円以上の工事全て 登録→登録内容確認→登録証明書の添付(計画・実施)	建設副産物情報交換システムへの登録	建設工事必携Ⅰ 7-74,75 (1-1-1-19)
○		○		工事特性・創意工夫・社会性等実施状況報告書	①事前に計画書を作成し提出 ②実施状況報告書を作成し提出 (評価の場合は原議に綴る)	打合せ書で提出 様式1or様式2、様式3	様式1(土木用)、様式2(営繕用)、様式3(説明資料)
	○			実施工程表(月別工事工程報告書)	・設計金額2000万円以上(建築工事・建築設備工事は、設計金額500万円以上) ・所属長に報告	群馬県建設工事工程管理要領 様式-1 建設工事必携Ⅱ 4-5	群馬県建設工事工程管理要領 4-1～6
	○			休日・夜間作業簿	電子メール活用指針による場合は提出不要。 休日・夜間作業簿(施工中)・・・作業簿は休日作業の有無は関係なく必ず提出すること	・様式-N(休日・夜間作業簿)	建設工事必携Ⅰ 7-91(1-1-1-40)
	○			工事事故報告書	発生後速やかに提出	建設工事必携Ⅰ 7-653 (別記様式第8号)	建設工事必携Ⅰ 7-81 (1-1-1-32)
		○		その他、監督員が指示した書類等	・支給品清算書 『建設工事必携Ⅰ 7-650(別記様式第5号)』 ・発生品引渡書 『建設工事必携Ⅰ 7-651(別記様式第6号)』 ・関係官庁協議資料、近隣協議資料 など		
	○	○		<参考> 監督員への提示書類等	・使用機械等の点検整備の記録 ・山留め、仮締め切り等についての点検管理の記録 ・防災防止(工事安全)協議会等の活動記録 ・店社/パトロール記録 ・安全巡視、TBM、KY活動の記録 ・新規入場者教育の記録 ・再生資源利用計画(実施)書、再生資源利用促進計画(実施)書 など		

※1. 書類提出について「変更や追加等」があれば、提出回数は多くなります。

※2. 工事内容により項目を加除してください。